

議案第7号関連資料 明石市文化財保護条例の一部改正について

1 改正理由

このたびの「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正(2019年(平成31年)4月1日施行)により、教育委員会の所管とされている文化財保護の事務を市長へ移管させることができるようになったことから、当該事務を市長に移管するに当たり必要な整備を図るため、条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正概要

- (1) 「文化財の保護に関する事務は、市長が管理し、及び執行する。」という規定を新設します。(第2条の2関係)
- (2) (1)に伴い、条文中の「教育委員会」を「市長」に改める等規定の整備を図ります。(第3条関係ほか)
- (3) 市長が文化財の保護に関する事務を担当する場合、文化財保護法により地方文化財保護審議会の設置が義務付けられていることから、条例により設置している現在の文化財審議会を文化財保護法により設置する地方文化財保護審議会に位置付けし直します。(第18条関係)

17

3 事務移管の効果

<事務負担等>

- ・現在も市長部局が補助執行しており、市長へ移管しても、実際に事務を行っている文化振興課文化財係の事務負担等の増減はありません。

<文化財の活用>

- ・文化財の活用については、現在でも、展覧会や講座等を通して行っているところですが、市長の所管とした場合には、観光、まちづくり等の部局との連携がより容易になり、より一層、スムーズで効果的な活用が行えることが期待でき、市民サービスの向上が図れます。

4 事務移管についての市教育委員会の意見

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定により、市教育委員会に対して、市長へ移管させることについての意見を照会したところ、「異議なし」との回答がありました。

5 施行期日及び経過措置

- (1) 施行期日 2019年(平成31年)4月1日
- (2) 経過措置 この条例の施行前にこの条例による改正前の明石市文化財保護条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の明石市文化財保護条例の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

趣 旨

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

概 要

1. 文化財保護法の一部改正

(1) 地域における文化財の総合的な保存・活用

- ① 都道府県は、文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定できる

【第183条の2第1項】

- ② 市町村は、都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を作成し、国の認定を申請できる。計画作成等に当たっては、住民の意見の反映に努めるとともに、協議会を組織できる（協議会は市町村、都道府県、文化財の所有者、文化財保存活用支援団体のほか、学識経験者、商工会、観光関係団体などの必要な者で構成）

【第183条の3第1項、同条第3項、第183条の9】

【計画の認定を受けることによる効果】

【第183条の5、第184条の2】

- ・国の登録文化財とすべき物件を提案できることとし、未指定文化財の確実な継承を推進
- ・現状変更の許可など文化庁長官の権限に属する事務の一部について、都道府県・市のみならず認定町村でも行うことを可能とし、認定計画の円滑な実施を促進

- ③ 市町村は、地域において、文化財所有者の相談に応じたり調査研究を行ったりする民間団体等を文化財保存活用支援団体として指定できる

【第192条の2、第192条の3】

(2) 個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し

- ① 国指定等文化財の所有者又は管理団体（主に地方公共団体）は、保存活用計画を作成し、国の認定を申請できる

【第53条の2第1項等】

【計画の認定を受けることによる効果】

【第53条の4等（税制優遇は税法で措置）】

- ・国指定等文化財の現状変更等にはその都道府県の許可等が必要であるが、認定保存活用計画に記載された行為は、許可を届出とするなど手続きを弾力化
- ・美術工芸品に係る相続税の納税猶予（計画の認定を受け美術館等に寄託・公開した場合の特例）

- ② 所有者に代わり文化財を保存・活用する管理責任者について、選任できる要件を拡大し、高齢化等により所有者だけでは十分な保護が難しい場合への対応を図る

【第31条第2項等】

(3) 地方における文化財保護行政に係る制度の見直し

- ① 下記2. により地方公共団体の長が文化財保護を担当する場合、当該地方公共団体には地方文化財保護審議会を必置とする

【第190条第2項】

- ② 文化財の巡視や所有者への助言等を行う文化財保護指導委員について、都道府県だけでなく市町村にも置くことができることとする

【第191条第1項】

(4) 罰則の見直し

- ① 重要文化財等の損壊や毀棄等に係る罰金刑の引き上げ等

【第195条第1項等】

2. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

地方公共団体における文化財保護の事務は教育委員会の所管とされているが、条例により地方公共団体の長が担当できるようにする

【地教法第23条第1項】

施行期日

平成31年4月1日